

令和7年3月10日

第21回水俣市農業委員会

第21回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 庁舎4階委員会室
- 2 開催日時 令和7年3月10日
開会 9時30分
閉会 11時58分
- 3 出席委員
農業委員 14名
1番 坂本 隆司 君 8番 西本 和代 君
2番 竹下 正治 君 9番 戸次 治夫 君
3番 中村 清治 君 10番 稲田 祐市 君
4番 金田一充章 君 11番 廣島 康雄 君
5番 淵上 正嗣 君 12番 前田 仁 君
6番 寒川 勝 君 13番 山下 隆敏 君
7番 山内 英明 君 14番 鬼塚 浩三 君
推進委員 14名
15番 宮森 功房 君 22番 池田 郁雄 君
16番 蒔元 政廣 君 23番 松本 公昭 君
17番 竹本 義幸 君 24番 森下 義孝 君
18番 嶋田 一成 君 25番 坂口 新一 君
19番 岡本 成道 君 26番 山口 初憲 君
20番 中村 幸充 君 27番 古里 君廣 君
21番 鐘ヶ江鼓子 君 28番 山澤 親徳 君
- 4 欠席委員
農業委員 0名
推進委員 0名
- 5 議事日程
第1 議事録署名委員の選出
第2 議第71号 非農地判定について
議第72号 農用地利用集積計画の申出について
- 6 農業委員会事務局
局長 山村 良一
主幹 遠山 悦史
主任 山内 哲郎
主任 山本 千夏

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>只今より、第 2 1 回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、1 4 名です。 よって、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、3 番、中村委員、4 番、金田一委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は、1 4 名です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、6 番、寒川委員にお願いします。</p>
<p>6 番委員 (寒川勝君)</p>	<p>農業委員会憲章 一つ、農業委員会は、農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局。</p>
<p>事務局 (遠山悦史君)</p>	<p>報告事項について、御説明、申し上げます。 報告事項（1）農地転用許可後の工事の完了について、でございます。 議案書は、1 ページになります。 1 件ございます。 転用目的は記載のとおりです。 表の左から 2 列目の会議日に御審議いただき、その後、隣の列の日付で、許可を受けた件につきまして、右側から 2 列目の日付で、工事完了報告書の提出がありました。 そこで、右端の事務局確認日におきまして、農業委員及び事務局で現地を調査しましたところ、許可内容のとおり工事が完了していましたので、御報告申し上げます。 次に、報告事項（2）農地形状変更届について、でございます。 議案書は、2 ページになります。 1 件でございます。 工期の延長になります。 届出人は、記載のとおりでございます。 土地の所在、地目、面積は、記載のとおりです。 期間の変更理由は、記載のとおり、人件費や資材の高騰による人手不足等もあり、計画的に畑を盛土することができないため、でございます。 令和 9 年 8 月 3 1 日までの延長でございます。</p>

	<p>場所は、3ページに記載しております。</p> <p>次に、報告事項(3)合意解約通知について、でございます。</p> <p>議案書は、4ページからになります。</p> <p>全部で50件でございます。</p> <p>まず、1番と2番でございますが、貸人、借人、土地の所在等は、記載のとおりです。</p> <p>解約の理由につきましては、1番が、農地の購入者が決まり借りることができなくなったため、2番が、防風林の伐採及び改植するため、合意解約するものでございます。</p> <p>1番につきましては、以前に3条で所有権移転の許可を御審議いただいておりますが、経営移譲年金の関係で合意解約通知の報告が後日となってしまったものでございます。</p> <p>場所につきましては、5ページ、6ページをご覧ください。</p> <p>続いて、3番から7番でございますが、7ページ以降になります。</p> <p>貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。</p> <p>解約の理由につきましては、3番と4番が、借人の農地縮小のため、5番から7番が、借人の子が新たに耕作するため、合意解約するものでございます。</p> <p>なお、この合意解約した農地につきましては、後程、議第72号において、新たな借人による利用権設定について、御審議いただくこととなっております。</p> <p>続いて、8ページ以降、8番から50番でございますが、貸人、借人、土地の所在等は、記載のとおりです。</p> <p>解約の理由につきましては、改めて期間を設定するため、合意解約するものでございます。</p> <p>なお、この合意解約した農地につきましては、後程、議第72号において、同一の借人による利用権設定について、御審議いただくこととなっております。</p> <p>以上で、報告事項を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。</p> <p>議第71号、非農地判定について、を議題といたします。</p> <p>本議題は、令和6年度に実施した利用状況調査において、再生利用が困難と判断した農地について、農地法運用通知により農地に該当しない旨判断を行うもので、調査を終えた1区、17区の一部、25区について、非農地の審議を行うものです。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p>
2番委員 (竹下正治君)	はい、議長。
議 長	はい、2番、竹下委員をお願いします。
2番委員	議第71号、非農地判定について、議案書18ページから19ペ

	<p>ージの1番から13番迄説明します。 全部で15筆あります。 別冊の非農地判定についての地図の資料の1ページの写真から説明します。 最終現地確認を2月19日、2月20日に、宮森推進委員と確認してまいりました。 まず地図資料1ページになります。 ここは、現況は竹林になっています。 次に地図資料2ページです。 いずれも、山林と竹林の状態です。 次に3ページをご覧ください。 2筆あります。 次の4ページは、右が山林になっていますが。 次の5ページは、面積が小さいですが、クヌギが植わっている所です。 最後に6ページをご覧ください。 1筆は、山林化していて、1筆は、孟宗竹が植わっていて、その辺りは竹林になっています。 以上、私の担当は15筆で、現地確認をしてまいりました。 よって、農地法第2条に規定する、農地には該当しないと思われるので、非農地にしても何ら問題ないと判断してまいりました。 審議の程、よろしく申し上げます。</p>
<p>7番委員 (山内英明君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、7番、山内委員にお願いします。</p>
<p>7番委員</p>	<p>議第71号、非農地判定について、議案書20ページ14番から17番まで、7筆あります。 地図資料の7ページより、写真で説明いたします。 岡本推進委員と2人で確認してまいりました。 まず、7ページ、2筆あります。 2筆とも山林化しており、農地への復元は不可能、農地へ入れませんでした。 2筆とも山林化していて、復元は不可能ということで、周囲の支障もないので判断してまいりました。 次に8ページ、4筆あります。 物凄い木です。 ここも農地には入れない状態になっています。 所有者の方が県外におられまして、継続して利用することは不可能ということで、周囲の支障もないと判断いたしました。 次に9ページになります。 こちらとも完全に山林化しておりまして、農地への進入は難しい状態でした。</p>

	<p>農地への復元は不可能と判断してまいりました。</p> <p>以上が17区7筆、現地調査をしてまいりましたが、非農地にしても何ら問題ないと判断してまいりましたので、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
3番委員 (中村清治君)	はい、議長。
議長	はい、3番、中村委員にお願いします。
3番委員	<p>議第71号非農地判定について、議案書20ページの18番、19番を説明します。</p> <p>2筆です。</p> <p>地図資料の写真で説明いたします。</p> <p>10ページになります。</p> <p>ここは、地目は畑ですが、現在は、山林化しておりました。</p> <p>次に11ページです。</p> <p>川沿いで、畑の形も無く、山林化していました。</p> <p>以上、2筆とも山林化しており非農地にしても何ら問題ないと判断してまいりました。</p> <p>現地確認を、2月24日に行っております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
	(なしと言うものあり)
議長	御質疑、御意見もないようですので、議第71号、非農地判定については、非農地として通知してもよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議長	<p>御異議もないようですので、議第71号、非農地判定については、農地法第2条第1項の農地には該当しないため、非農地として通知いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第72号、農用地利用集積計画の申出について、を議題といたします。</p> <p>まず、新規設定1番から50番、再設定1番から4番を審議したあと、新規設定51番、再設定5番、6番、所有権移転の1番を審</p>

	<p>議します。</p> <p>こちらから番号を読み上げますので、関係委員の説明をお願いします。</p> <p>それでは、新規設定の1番の説明をお願いします。</p>
2番委員	はい、議長。
議長	はい、2番、竹下委員をお願いします。
2番委員	<p>議第72号、農用地利用集積計画の申出、新規設定の1番について説明いたします。</p> <p>議案書22ページです。</p> <p>貸人、借人は、議案書記載のとおりです。</p> <p>土地の所在は、記載のとおりで、地目は、台帳現況共に田です。</p> <p>面積は、941㎡と243㎡で合計1,184㎡です。</p> <p>始期終期は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間です。</p> <p>利用目的は、水稻で、借賃は、無償。</p> <p>利用権の種類は、使用貸借権です。</p> <p>借人の経営面積等も従事者も記載のとおりです。</p> <p>借人の経営面積は、自作地で記載のとおりですが、本人1人でされているということです。</p> <p>借人は、水稻栽培を行いながら、裏作として玉葱を栽培されています。</p> <p>申請地も同様ということでした。</p> <p>申請地は、地図資料1ページをご覧ください。</p> <p>貸人に連絡をして確認をしましたところ、3年前からすでに耕作してもらっているということで、現在、玉葱が植えられておりました。</p> <p>現地確認を3月4日に、宮森委員と確認してまいりました。</p> <p>よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長	次に、新規設定の2番の説明をお願いします。
9番委員 (戸次治夫君)	はい。議長。
議長	はい、9番、戸次委員をお願いします。
9番委員	<p>議第72号、農用地利用集積計画の申出について、新規設定の2番について御説明しますので、議案書22ページをご覧ください。</p> <p>貸人、借人は、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況共に田です。</p>

	<p>面積は、2, 087㎡の内1080㎡です。 始期終期は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間。 利用目的は、水稻です。 借賃は、議案書記載のとおりで、賃借権となります。 場所は、地図資料の2ページをご覧ください。 貸人の旦那さんが亡くなり、近くの方が代わりに作っていたのですが、去年くらいからは作っておられず、そこを借人の方が作りたいと申し出たところ、喜んで貸していただいたという状況です。 借人の従事日数が、年間150日くらいで、従事者が2人で弟と一緒にやっています。 この前、通りかかり、苗箱の置く場所を準備しているのを見たものですから、畑に作るのはまずいかなと声を掛けたら、借りたいということで、話を持って行った状況です。 貸人もほとんど作っておられます。 よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われまますので、御審議の程よろしくお願ひします。</p>
議 長	次に、新規設定の3番の説明をお願いします。
8番委員 (西本和代君)	はい、議長。
議 長	はい、8番、西本委員をお願いします。
8番委員	<p>新規設定3番の説明をいたします。 貸人、借人は、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。 面積が439㎡と871㎡で、合計が1,310㎡です。 始期終期は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの期間5年間。 利用目的は、水稻で、無償の使用賃借権になります。 借人は、300日程、農業に従事されていて、自作地が2,868㎡、借入地が10,300㎡です。 場所は、地図資料の3ページです。 陽当たりの良い所です。 借人の方にお尋ねしたところ、モグラの穴の補修をしてからでないと耕作できないみたいですが、頑張ってみようということでした。 よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	次に、新規設定の4番、5番、11番の説明をお願いします。 これから番号が飛びますので、御面倒ですがよろしくお願ひします。

13番委員 (山下隆敏君)	はい、議長。
議長	はい、13番、山下委員をお願いします。
13番委員	<p>まず、新規設定4番、5番について説明いたします。 議第72号、農用地利用集積計画の申出について、4番、5番の借人が同じなので、一緒に説明します。 議案書23ページをご覧ください。 貸人、借人、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。 2筆合計で、4, 133㎡となります。 地目は、台帳現況共に田です。 始期終期は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となっています。 利用目的は、野菜で、利用権は、無償の使用貸借権となっています。 父親と2人で農作業に従事する予定で、2人で、延べ300日以上となります。 申出地は、地図資料の4ページをご覧ください。 2月20日に森下推進委員と、現地を確認しました。 もう耕してあり、ブロッコリー、トウモロコシ等、野菜を栽培されるそうです。 よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。 次に、新規設定11番について説明いたします。 貸人、借人、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。 2筆合計2, 343㎡です。 地目は、台帳現況共に田です。 合意解約後の再設定という形になりまして、始期終期は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となっています。 利用目的は、水稻で、利用権は、無償の使用貸借権です。 経営面積は、5, 363㎡で、年間150日以上農作業に従事されています。 申請地は、地図資料の9ページをご覧ください。 3月6日に、森下推進委員と現地確認をしました。 すでに綺麗に耕してあり、ちゃんとしてありました。 よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長	次に、新規設定の6番、12番、再設定の2番から4番の説明をお願いします。
6番委員 (寒川勝君)	はい、議長

議 長	はい、6番、寒川委員にお願いします。
6番委員	<p>議案書23ページ、利用権新規設定の6番です。 貸人、借人、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に田で、面積は1,522㎡です。 始期終期は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となっています。 利用目的は、水稻で、借賃は、無償。 利用権の種類は、使用貸借権となっています。 申請地は、地図資料の5ページをご覧ください。 借人は、今までは母親の名義で借りておられたのですが、これを合意解約し、新たに息子さんの名義で借りられて、耕作されるということで、ここは10年以上、息子さんが耕作されています。 農業従事日数も200日以上ですので、何ら問題はないと思います。</p> <p>よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしくお願いいたします。 続きまして、議案書24ページの新規設定12番です。 貸人、借人、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。 地目は、2筆とも台帳現況共に畑です。 面積は、合計で1,740㎡です。 始期終期は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となっています。 利用目的は、玉葱、借賃は、無償。 利用権の種類は、使用貸借権です。 申請地は、地図資料の10ページをご覧ください。 橋を渡らずに、直ぐ川沿いの右に軽トラックが1台通るくらいの道が通っています。 それを約80mほど進んだ右手に2筆あります。 借人は、農作業従事日数も200日ですが、1人では手が足りないということで、水俣市シルバー人材センターを活用されて、田植えから収穫までお願いされているということでした。</p> <p>よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしくお願いいたします。 次は、議案書33ページの再設定、2番と3番です。 借人が一緒ですので、同時に説明いたします。 2番、貸人、借人、土地の所在は、記載のとおりです。 地目は、台帳現況とも田です。 面積は、1,112㎡となっています。 始期終期は、令和7年5月1日から令和12年4月30日までの5年間となっています。 利用目的は、水稻で、借賃は、議案書記載のとおりです。 利用権の種類は、賃借権で物納です。 3番、貸人、借人、土地の所在は、記載のとおりです。 地目は、台帳現況とも田です。</p>

	<p>面積は、1, 204 m²です。 始期終期は、令和7年5月1日から令和12年4月30日までの5年間となっています。 利用目的は、水稻で、借賃は、議案書記載のとおりです。 利用権の種類は、賃借権となっています。 土地の所在は、地図資料の33ページをご覧ください。 借人は、以前、農地利用最適化推進委員をされていました。 農作業従事日数も150日以上ということで、何ら問題はないと考えております。</p> <p>よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>次は、議案書33ページの再設定4番です。 貸人、借人、申請地は、記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に田、面積は、503 m²です。 始期終期は、令和7年5月1日から令和12年4月30日までの5年間となっています。 利用目的は、水稻で、借賃は、無償です。 利用権の種類は、使用貸借権です。 申請地は、地図資料の33ページをご覧ください。 借人は、経営面積が3,006 m²で、一人で栽培されています。 農作業従事日数も250日で、農業に一生懸命に取り組んでおられます。</p> <p>よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>新規設定の7番、8番は、あとからまとめてお願いいたしますので、次は、新規設定の9番の説明をお願いします。</p>
11番委員 (廣島康雄君)	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、11番、廣島委員をお願いします。</p>
11番委員	<p>利用集積計画の申出につきまして、議題72号の新規設定9番です。 貸人、借人、土地の所在は、記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に畑です。 面積は、226 m²。 始期終期は、令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間です。 利用目的は、玉葱です。 借賃は、議案書記載のとおりです。賃借権です。 借人は、元推進委員をしておられ、この辺りで約一町ほど、畑を耕しておられます。 3月5日に、竹本推進委員と現地を見て回りました。 場所は、地図資料の7ページです。</p>

	<p>貸人は、農業の経験がなく、借人とはいとは関係です。</p> <p>是非、作ってほしいということで、貸人から借人へ、頼まれたということです。</p> <p>借人は、農業作業日数も、300日ほど出ておられます。</p> <p>以上で、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
議 長	次に、新規設定の10番の説明をお願いします。
10番委員 (稲田祐市君)	はい、議長。
議 長	はい、10番、稲田委員をお願いします。
10番委員	<p>議案書24ページをご覧ください。</p> <p>議第72号農地利用集積計画申出、新規設定、番号10についてご説明いたします。</p> <p>議案書8ページの報告事項3の、番号9の合意解約後の同一の借人により、利用権設定をするものです。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況共に畑。</p> <p>2筆ありまして、合計で2,252㎡。</p> <p>期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間です。</p> <p>利用目的は、水稻。</p> <p>借賃は、無償で、利用権の種類は、使用貸借権です。</p> <p>貸人の方、以前、耕作されている方をお願いしたところ、そのまま引き続き耕作していただくことになったということでした。</p> <p>場所は、地図資料8ページをご覧ください。</p> <p>よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
議 長	次に、新規設定の13番から16番の説明をお願いします。
5番委員 (淵上正嗣君)	はい、議長。
議 長	はい、5番、淵上委員をお願いします。
5番委員	<p>議案書24ページの新規設定13番から16番まで、借人が同一の方なので、順に説明していきます。</p> <p>13番、貸人、借人、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳が田、現況は畑です。</p>

	<p>面積は、671㎡。 始期終期は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの、 期間5年です。 利用目的は、玉葱、借賃は、無償。 利用権の種類は、使用貸借権です。 場所は、地図資料の11ページです。 次に、14番の説明をします。 貸人、借人、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に畑です。 面積は、2,534㎡。 始期終期は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの 期間5年です。 利用目的は、玉葱、借賃は、無償。 利用権の種類は、使用貸借権です。 場所は、地図資料12ページです。 借人の畑の隣にあります。 次は、15番です。 貸人、借人、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に畑です。 面積は、1,528㎡。 始期終期は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの 5年間。 利用目的は、玉葱。借賃は、無償で、使用貸借権です。 場所は、地図資料13ページです。 続けて、16番を説明します。 貸人、借人、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。 2筆あります。 1筆が、台帳現況共に田で、1,097㎡。 もう1筆が、台帳現況共に畑で、608㎡です。 始期終期は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの 期間5年です。 利用目的は、玉葱。借賃は、無償で、使用貸借権です。 場所は、地図資料14ページです。 道の周りにあります。 借人の自作地は、4,653㎡、借入が8,146㎡です。 歳は取っておられますが、お二人とも元気で頑張っておられます。 よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満 たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
議 長	次に、新規設定の17番から23番の説明をお願いします。
14番委員 (鬼塚浩三君)	はい、議長。

議 長	はい、14番、鬼塚委員をお願いします。
14番委員	<p>新規設定17番から23番までを説明します。 議案書は25ページから26ページになります。 まず、17番の説明をします。 貸人、借人、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に畑となっており、面積は1,958㎡です。 始期終期は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間です。 利用目的は、果樹で、甘夏を生産されています。 借賃は、無償。 利用権の種類は、使用貸借権です。 借人の経営面積は、自作地3,407㎡、借入地1,958㎡、合計5,365㎡です。 農業従事者は、借人1人で従事されています。 農業従事日数は、250日くらいです。 申請地は、地図資料16ページをご覧ください。 先日、中村委員と現地確認に行きましたところ、甘夏の苗木を植栽されており、今後も甘夏の生産に力を入れるというのが見受けられました。 よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。 続きまして、18番、19番、20番は、借人が同じですので、続けて説明します。 まず、18番ですが、貸人、借人、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に畑となっており、面積は936㎡です。 始期終期は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間です。 利用目的は、玉葱です。 借賃は、無償。 利用権の種類は、使用貸借権です。 続きまして、19番を説明します。 貸人、借人、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に畑となっております。 面積は、364㎡です。 始期終期は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間です。 利用目的は、玉葱です。 借賃は、無償。 利用権の種類は、使用貸借権です。 最後に、20番を説明します。 貸人、借人、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に畑となっています。 面積は、427㎡です。</p>

始期終期は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間です。

利用目的は、玉葱です。

借賃は、無償。

利用権の種類は、使用貸借権です。

借人の経営面積は、自作地2, 195㎡、借入地1, 727㎡、貸付地6, 161㎡、合計10,083㎡です。

農業従事者は、借人1人で従事されています。

農業従事日数は、年間300日です。

申請地は、地図資料16ページをご覧ください。

先日、中村委員と現地確認に行きましたところ、玉葱を植栽されており、大きくなっていました。

除草作業も綺麗にされていました。

よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。

続いて、新規設定21番、22番は、借人が同じなので、続けて説明します。

まず、21番ですが、貸人、借人、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。

地目は、台帳現況共に畑となっており、面積は、1,199㎡です。

始期終期は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間です。

利用目的は、果樹で、甘夏を生産されています。

借賃は、無償。

利用権の種類は、使用貸借権です。

次に、22番を説明します。

貸人、借人、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。

地目は、台帳現況共に畑となっております。

面積は、980㎡です。

始期終期は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間です。

利用目的は、果樹で、甘夏を生産されています。

借賃は、無償。

利用権の種類は、使用貸借権です。

借人の経営面積は、自作地8, 531㎡で、借入地9, 128㎡、合計17,659㎡です。

農業従事者は、借人と奥様の2人です。

農業従事日数は、年間300日です。

申請地は、地図資料17ページをご覧ください。

先日、中村委員と現地確認に行きましたが、甘夏を作っておられ、剪定もきちんとされていて、10aあたりの反収も基準より多くとられており、優秀な甘夏園でした。

よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。

続いて、23番です。

	<p>貸人、借人、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に畑となっています。 面積は、1, 444㎡です。 始期終期は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間です。 利用目的は、果樹で、甘夏を生産されています。 借賃は、無償。 利用権の種類は、使用貸借権です。 借人の経営面積は、借入地5, 345㎡です。 農業従事者は、借人と奥様の2人です。 農業従事日数は、200日です。 申請地は、地図資料18ページをご覧ください。 先日、中村委員と現地確認に行きましたところ、甘夏を生産されていましたが、老木になってきたということで、計画的に改植を行っておられ、現在、改植の進行中として、今後も甘夏の生産に力を入れておられることが分かりました。 よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>新規設定の24番、25番は、あとから説明しますので、次に、新規設定の7番、8番、26番から49番、再設定の1番の説明をお願いします。</p>
7番委員	<p>はい、議長</p>
議 長	<p>はい、7番、山内委員をお願いします。</p>
7番委員	<p>議題72号、農用利用集積計画の申出、合意解約後の新たな借人により利用権を設定する者、新規設定の7番と8番について御説明いたします。 議案書は、23ページになります。 貸人、借人、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。 面積は、合計1, 939㎡。 始期終期は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間。 利用目的は、水稻と玉葱の栽培です。 利用権の種類は、使用貸借権です。 借賃は、無償です。 借人の経営面積は、16, 064㎡で、玉葱と水稻、果樹を耕作されています。 世帯は3名で、農業に従事されています。 申請地は、地図資料6ページです。 現在も玉葱を栽培されています。 先程、事務局より報告がありました、議案書7ページの合意解約6番、7番の借人が、新たに耕作するために、合意解約をした土地</p>

を、新規で利用権を設定するための申出です。

旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思います。

続きまして、農用地利用集積計画の申出、新規設定、こちらも合意解約の同一借人により、利用権を設定する、議案書27、28ページの新規設定26番、27番、28番、29番、30番。

借人が同一のため、合わせて説明します。

26番から説明します。

貸人、借人、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。

面積は合計で、4,008㎡です。

27番、こちらも貸人、土地の所在は、記載されているとおりです。

2筆で、面積は合計で1572㎡です。

28番、貸人、土地の所在は、記載されているとおりで、3筆です。

面積の合計は、936㎡です。

29番、貸人、土地の所在は、記載されているとおりで、2筆合計で、面積の合計は728㎡です。

30番、貸人、土地の所在は、記載されているとおりで、合計で3筆、面積は3,139㎡です。

借人は、同一で利用権の始期終期は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間。

利用目的は、玉葱の栽培と水稻の栽培です。

利用権の種類は、使用貸借権で、無償です。

借人の農地経営面積は、13,873㎡で、奥さんと2人で農業に従事されています。

申請地は、地図資料20ページをご覧ください。

26番、良い所です。

27番の1筆も同じく地図資料20ページで、もう1筆は、地図資料21ページになります。

先程、新規設定7番、8番で説明した農地の近くの土地になります。

28番は、地図資料20ページ、入り組んでいてわかりにくいと思います。

29番は、地図資料22ページになります。

30番は、地図資料23ページになります。

こちらも合意解約した土地を、新たに期間を設定されての申出です。

借人は、今年79歳で5年間の申出ですが、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると考えます。

御審議の程よろしくお願ひします。

続きまして、新規設定31番です。

貸人、借人、土地の所在は、議案書28ページに記載のとおりです。

面積は、1,997㎡で、始期終期は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間。

利用目的は、水稻と玉葱の栽培です。

利用権の種類は、賃借権。

借賃は、記載のとおりです。

借人の農地経営面積は、13,388㎡で、農作業従事日数は250日で、御夫婦で水稻と玉葱を耕作されています。

申請地は、地図資料23ページの先程説明しました、田の中央付近になります。

こちら合意解約された土地、議案書12ページ30番を新たに期間の設定をされての申出です。

旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思いますので、御審議お願いいたします。

同じく、新規設定32番について説明します。

貸人、借人、土地の所在は、議案書28ページに記載のとおりです。2筆です。

面積は、2筆合計で425㎡です。

始期終期は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間です。

利用目的は玉葱の栽培です。

利用権の種類は、使用貸借権で無償です。

借人の農地経営面積は、15,037㎡で、農業従事日数は、300日、御夫婦で水稻と玉葱を耕作されています。

申請地は、地図資料23ページ。

こちら合意解約した土地を、新たに期間の設定をされての申出です。

旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思いますので、御審議お願いいたします。

続きまして、新規設定33番、34番、35番は同一借人の為、合わせて御説明いたします。

貸人、借人は、議案書29ページに記載のとおりです。

3件とも貸人は違いますが、所在地は、記載のとおりです。

33番は、面積は、2筆合計1,271㎡。

34番は、1筆で229㎡。

35番は、1筆399㎡の合計4筆です。

始期終期は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間です。

利用目的は、玉葱の栽培です。

利用権の種類は、使用貸借権で、無償です。

借人の農地経営面積は、13,590㎡で、御夫婦と娘さんの3人で、水稻と玉葱を耕作されています。

申請地は、地図資料24ページです。

こちら合意解約した土地を、新たに期間の設定をされての申出です。

借人は、今年確か77歳、10年間の期間になりますが、娘さんと娘さんの旦那さんがいらっしゃるので大丈夫だと思います。

心配はないと思いますので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思いますので、御審議お願いいた

します。

次に、新規設定36番を御説明いたします。

貸人、借人、土地の所在は、議案書29ページに記載のとおりです。

9筆です。

面積は、合計5,323㎡。

始期終期は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間です。

利用目的は、玉葱の栽培。

利用権の種類は、使用貸借権で、無償です。

借人の経営面積は、7,426㎡で、御夫婦で水稻と玉葱を耕作されています。

申請地は、地図資料24ページです。

先程の申請地の周りです。

ここは、耕地整備がされていないので、狭い面積の土地があり、道も軽トラがギリギリ入る道、一本しかありません。

こちら先程、報告がありました合意解約した土地を、新たに期間の設定をされての申出です。

借人の年齢は、83歳になりますが、5年間の期間設定になります。

しかし、貸人は自分の息子です。

だから大丈夫です。

貸人が跡取りですので、そこを借人が借りている形で耕作をしている、ということになっています。

旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると考えていますので、御審議お願いいたします。

続きまして、新規設定37番、38番、39番、40番、41番、42番は、こちら同一の借人の為、合わせて説明いたします。

貸人、借人は、議案書30、31ページに記載のとおりです。

37番、38番の土地の所在は、記載のとおりです。

37番は、2筆で、面積は、1,605㎡です。

38番は、1筆で、面積は、851㎡。

39番は、面積は、1,234㎡です。

40番は、面積は、534㎡。

41番は、2筆で、面積は、899㎡。

42番は、1筆は、面積は、332㎡。もう1筆の面積は、421㎡です。

37番から42番は、貸人は違いますが、始期終期は同じ、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間。

利用目的は、玉葱の栽培で、利用権の種類は、使用貸借権で無償です。

借人の農地経営面積は、11,551㎡で、御夫婦で玉葱とそら豆を耕作されています。

申請地は、37番と38番は、地図資料25ページ。

39番は、地図資料の24ページ。

40番、41番は、地図資料の26ページ。

42番は、地図資料27ページ。

こちら先程ありました、合意解約した土地で、新たに期間を設定されての申出です。

こちらの申請人は、今年82歳になります。

期間は、5年間です。

旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思いますので、御審議の程、よろしく願いいたします。

続きまして、新規設定43番、44番、45番、46番、47番は、借人が同一の為、こちらも合わせて説明します。

貸人、借人は、議案書31、32ページに記載のとおりです。

43番の土地の所在は、記載のとおりです。

面積は、387㎡。

44番から46番は、土地の所在は、記載のとおりです。

貸人は其々ですが、筆は合わせて4筆、面積は合計で1,838㎡です。

47番は、1筆で、面積は730㎡です。

始期終期は全部同じで、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間。

利用目的は、玉葱の栽培で、利用権の種類は、使用貸借権で無償です。

借人の経営面積は、9,543㎡で、御夫婦で水稻と玉葱を耕作されています。

申請地は、43番は、地図資料25ページ。

44番から46番は、地図資料は27ページです。

47番は、地図資料28ページ。

こちら合意解約した土地を、新たに期間の設定をされての申出です。

こちらの申請人も、今年78歳になります。

5年間の期間になりますが、弟が2人いて、耕作を手伝っています。

なので、大丈夫だと思います。

旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思いますので、御審議の程、よろしく願いいたします。

続きまして、新規設定48番、49番です。

同一借人の為、合わせて説明します。

貸人、借人、土地の所在は、議案書32ページに記載のとおりです。

2筆で、合計2,026㎡です。

始期終期は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間。

利用目的は、水稻と玉葱の栽培です。

利用権の種類は、賃借権で、記載のとおりです。

借人の農地経営面積は、7,697㎡で、御夫婦で耕作されています。

農作業従事日数も230日と頑張っておられます。

48番、49番は、地図資料29ページをご覧ください。

	<p>こちら合意解約した土地を、新たに期間の設定をされての申出です。</p> <p>旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思いますので、御審議の程、よろしく願いいたします。</p> <p>議第72号、農用地利用集積計画の申出、再設定、議案書33ページ1番について、ご説明いたします。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>面積は、650㎡。</p> <p>始期終期は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間。</p> <p>利用目的は、水稻と玉葱の栽培です。</p> <p>利用権の種類は、賃借権で、借賃は記載のとおりです。</p> <p>借人の経営面積は、11,529㎡。</p> <p>水稻と玉葱を、御夫婦で耕作されています。</p> <p>従事日数は、年間200日以上で、去年までは体調不良で入院されていましたが、今年からまた、頑張られるそうです。</p> <p>申請地は、地図資料の32ページ。</p> <p>この度、利用権の期限が来ましたので、再設定の申出です。</p> <p>よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思いますので、御審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	次に、新規設定24番、25番、50番は、私から説明します。
1 番委員 (坂本隆司君)	<p>議案書27ページをご覧ください。</p> <p>24番、25番は、借人が同じですので、続けて説明いたします。</p> <p>24番、貸人、借人、土地の所在は、記載のとおりです。</p> <p>8筆あります。</p> <p>地目は、台帳現況共に畑です。</p> <p>8筆で、9,277㎡。</p> <p>始期終期は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの期間10年。</p> <p>利用目的は、果樹。</p> <p>借賃は、議案書記載のとおりです。</p> <p>利用権の種類は、賃借権です。</p> <p>申請地は、地図資料19ページをご覧ください。</p> <p>貸人は、御父上様が亡くなられてから、3年ほどされていましたが、鹿児島からの通いだったので、手入れが行届かないということで、借人に貸されました。</p> <p>借人も、甘夏だけで、3.2ha栽培されています。</p> <p>大きなミカン農家です。</p> <p>25番、土地の所在は、記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況とも畑です。</p> <p>面積は、2筆で3,101㎡。</p>

	<p>始期終期は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの期間10年。</p> <p>利用目的は、果樹。</p> <p>借賃は無償で、利用権の種類は、使用貸借権です。</p> <p>こちらは、地図資料20ページをご覧ください。</p> <p>ここも甘夏で、借人のほうも頑張っておられます。</p> <p>法人化されて、ユンボなどの機械も持っておられますので、何ら問題ないと思います。</p> <p>よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると考えますので、御審議の程、よろしく願いいたします。</p> <p>次に、議案書32ページをご覧ください。</p> <p>50番、貸人、借人、土地の所在は、記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況共に畑です。</p> <p>面積は、4,959㎡。</p> <p>始期終期は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの期間10年。</p> <p>利用目的は、玉葱。</p> <p>貸賃は、無償で、利用権の種類は、使用貸借権です。</p> <p>こちらは、地図資料30ページをご覧ください。</p> <p>ここは、全部、借人が耕作されています。</p> <p>借人のほうも、息子さんが頑張っておられますので、若手育成のためでいいのかな、と思っています。</p> <p>全部、耕作されていますので、何ら問題ないと思います。</p> <p>よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると考えますので、御審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御質疑、御意見もないようですので、議第72号、農用地利用集積計画の申出について、の新規設定の1番から50番、再設定の1から4番については、承認してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御異議もないようですので、議第72号、農用地利用集積計画の申出についての、新規設定の1番から50番、再設定の1番から4</p>

	<p>番については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議第72号農用地利用集積計画の申出について、の新規設定の51番の議案を審議いたします。</p> <p>なお、新規設定の51番の借人である、4番、金田一委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することはできませんので、金田一委員の退場をお願いします。</p>
	(金田一委員退場)
議長	新規設定の51番は、私から説明します
1番委員	<p>議案書32ページをご覧ください。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、記載のとおりです。</p> <p>3筆です。</p> <p>地目は、台帳現況共に田です。</p> <p>面積は、3筆で、3,579㎡。</p> <p>始期終期は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの期間10年です。</p> <p>利用目的は、野菜。</p> <p>借賃は、無償。</p> <p>利用権の種類は、使用貸借権です。</p> <p>地図資料31ページをご覧ください。</p> <p>ここは一度、農業委員会で菜の花を植えた所の隣です。</p> <p>借人は、玉葱、芋など頑張って作っておられますので、何ら問題はないと思います。</p> <p>よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると考えますので、御審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
	(なしと言うものあり)
議長	御質疑、御意見もないようですので、議第72号、農用地利用集積計画の申出について、の新規設定の51番については、承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)

議 長	<p>御異議もないようですので、議第72号、農用地利用集積計画の申出について、の新規設定の51番については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。</p> <p>金田一委員の入場を認めます。</p>
	(金田一委員入場)
議 長	<p>続きまして、議第72号、農用地利用集積計画の申出について、の再設定の5番、6番の議案を審議いたします。</p> <p>なお、再設定の5番、6番の借人である、9番、戸次委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することはできませんので、戸次委員の退場をお願いします。</p>
	(戸次委員退場)
議 長	再設定の5番、6番の説明をお願いします。
5番委員	はい、議長。
	はい、5番、渕上委員をお願いします。
5番委員	<p>議第72号、農用地利用集積計画の申出の再設定の5番、6番を説明いたします。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、議案書34ページに記載のとおりです。</p> <p>台帳現況共に田で、2,326㎡です。</p> <p>6番が、台帳現況共に田で、面積は3,034㎡で、合わせて5,360㎡です。</p> <p>始期終期は、令和7年5月1日から令和12年4月30日までの期間5年です。</p> <p>利用目的は、水稻で、借賃は、議案書記載のとおりです。</p> <p>利用権の種類は、賃借権です。</p> <p>土地の所在は、地図資料34ページをご覧ください。</p> <p>ここも再設定ですので、今までもされているので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われまますので、御審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。

	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第72号、農用地利用集積計画の申出について、の再設定の5番、6番については、承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第72号、農用地利用集積計画の申出についての、再設定の5番、6番については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。 戸次委員の入場を認めます。
	(戸次委員入場)
議 長	続きまして、議第72号、農用地利用集積計画の申出について、の所有権移転の1番を審議いたします。 なお、所有権移転をする者である、10番、稲田委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することはできませんので、稲田委員の退場をお願いします。
	(稲田委員退場)
議 長	所有権移転の1番は、私から説明します。
1番委員	議案書35ページをご覧ください。 この案件は、農地中間管理法管理機構の特例事業になります。 今回は、農地所有者から農業公社を介しての手続きとなります。 所有権を移転する者、所有権移転を受ける者は、記載のとおりです。 土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳現況とも畑です。 面積は、1,955㎡。 利用目的は、果樹です。 10aあたりの単価は、記載のとおりです。 これは、2月18日に現地調査と、出し手、受け手、農業公社の担当者を交えて、確認及び、仮契約が行われました。 申請地は、地図資料の35ページをご覧ください。 買入予定者が、申請地の周りは耕作されています。 出し手のほうも、玉葱を作っておられましたが、トラクター等で土をおこした後、雨が降れば土が流れてしまうので、玉葱の作付けは難しいということで、果樹なら大丈夫ということでした。 いつも、どうにかならないか、と話しをされていて、お互いの話を聞いたら、マッチングしたわけです。

	<p>もう一つ隣にあるんですが、ここは相続が出来ていなくて、ここは出来ませんでした。</p> <p>仮契約もされて、担い手の農地の集約も出来るということで、農地中間管理機構の特例事業の要件は満たしていると考えますので、ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御質疑、御意見もないようですので、議第72号、農用地利用集積計画の申出について、の所有権移転の1番については、承認してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御異議もないようですので、議第72号、農用地利用集積計画の申出について、の所有権移転の1番については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。</p> <p>稲田委員の入場を認めます。</p>
	<p>(稲田委員入場)</p>
議 長	<p>全提出議案の審議が終わりましたので、これもちまして、第21回水俣市農業委員会会議を終了いたします。</p> <p>皆様、長時間、大変お疲れ様でした。</p>

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員